

国住街第257号
平成24年3月31日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定
に基づく許可の運用について（技術的助言）

自動車修理工場の用途地域ごとの作業場面積制限に関しては、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、良好な住環境を確保する観点から規制が行われているところであるが、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において「自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和」とされたことを踏まえて、自動車修理工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を実施し、必要な規模の自動車修理工場の立地を容易にするため、自動車修理工場の法第48条ただし書き許可に係る技術的指針を策定した。

本指針は、平成4年の法改正以降の自動車修理工場において周辺市街地環境に及ぼす影響が低減されたことを示す既存データがなかったことから、幹線道路の沿道における標準的な規模の自動車修理工場の立地に伴う周辺環境に与える影響を、実際の設備機器等から発生する騒音等の実測測定等に基づき把握し、一定の幹線道路の沿道に立地しようとする場合に配慮すべき事柄をまとめたものである。そのため、幹線道路に面している地域が住居系用途地域に指定されていること等により一定規模の自動車修理工場の立地が出来ない場合において、幹線道路の沿道に必要な業務機能確保の観点から法第48条ただし書きの規定に基づく許可を適用しようとする場合においては本指針を参考とし、適切に運用されたい。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条 ただし書き許可に係る技術的指針

第1 本指針の対象とする自動車修理工場

本指針は標準的な規模の自動車修理工場の立地に伴い当該工場から発生する周辺環境に与える影響を実測調査等により把握し、当該自動車修理工場が一定の幹線道路の沿道に立地が可能となるように基準を示したものである。

第2 周辺環境に影響を与えないための基準

1. 騒音

自動車修理工場が幹線道路の沿道に立地する際の周辺環境への影響に関し、標準的な規模の自動車修理工場の立地に伴い発生する騒音等の実測測定等の結果、主に騒音への配慮が必要であったことから、周辺騒音の状況等を踏まえつつ下記により判断すること。

1) 作業に伴う騒音を低減するため低騒音型のインパクトレンチを使用すること。

2) 作業場の隣地方向及び道路方向に関しては以下によること。

- ・隣地方向については、作業場の外壁に一定の透過損失等があること。

(実測測定等では外壁を透過損失44dB以上かつ小窓は設けない、との調査結果が得られた。)

- ・道路方向が解放されている場合には作業場から敷地境界まで一定の距離等を確保すること。

(実測測定等では敷地境界まで出来る限り距離を確保し、作業場の外壁に吸音材を追加することや、敷地境界に遮音壁を設置する必要があるとの調査結果が得られた。)

3) 洗車機は遮音壁及び遮音性のある屋根で覆うこと。

2. その他

1) 工場から排出される排水を処理するための油水分離槽を設置すること。

2) 本指針に基づく各自動車修理工場の周辺環境への影響については、当該工場が立地する前面幹線道路の交通量や個々の建築計画等を考慮し総合的に判断すること。

第3. その他

本指針は一定の幹線道路の沿道における標準的な規模の自動車修理工場の立地を想定しているため、板金や塗装を実施する工場や夜間に作業を行う工場等周辺環境に及ぼす影響が大きい工場については別途検証が必要なため留意されたい。